

2 循環型社会の形成

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

本市の家庭系ごみは、計画路線収集方式により市が収集・運搬を行い、事業活動に伴って生じる事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則として、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集・運搬を基本としています。

2023(令和5)年度の家庭系ごみと事業系ごみをあわせた一般廃棄物の年間総排出量は97,043 t、1人1日当たりのごみ排出量は、1,099g/人日となっております。また、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、688 g/人日となり、前年度より減少しています。これは、2023（令和5）年5月から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行され、行動制限の緩和により在宅時間が短時間化したことによるもののほか、人口減少や物価高騰などが主な要因として想定されます。

また、2023(令和5)年度のリサイクル率は14.7%、最終処分量は17,030 tとなっております（図2-4、図2-5）。

図2-4 一般廃棄物総排出量の推移

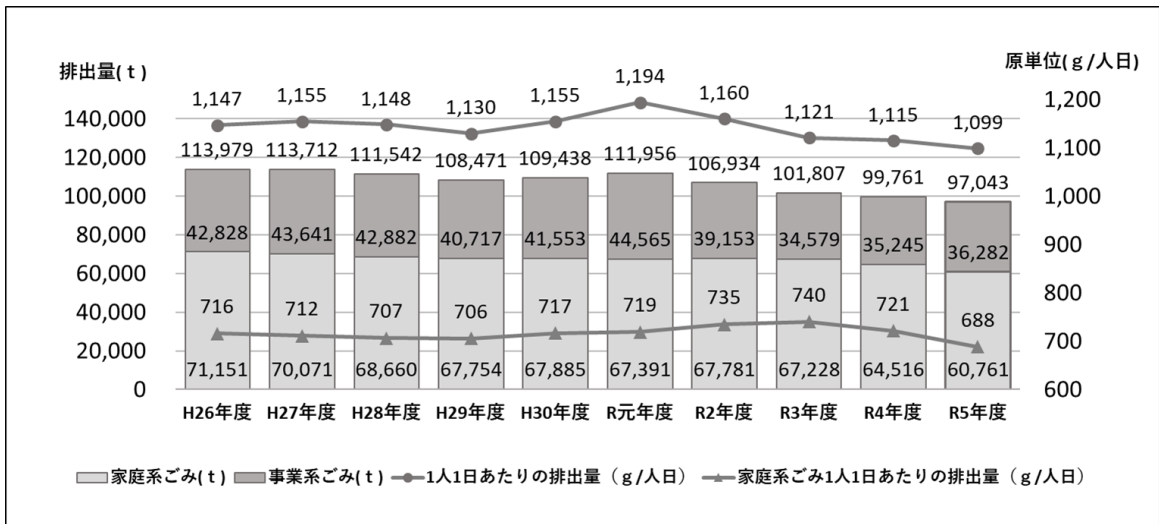
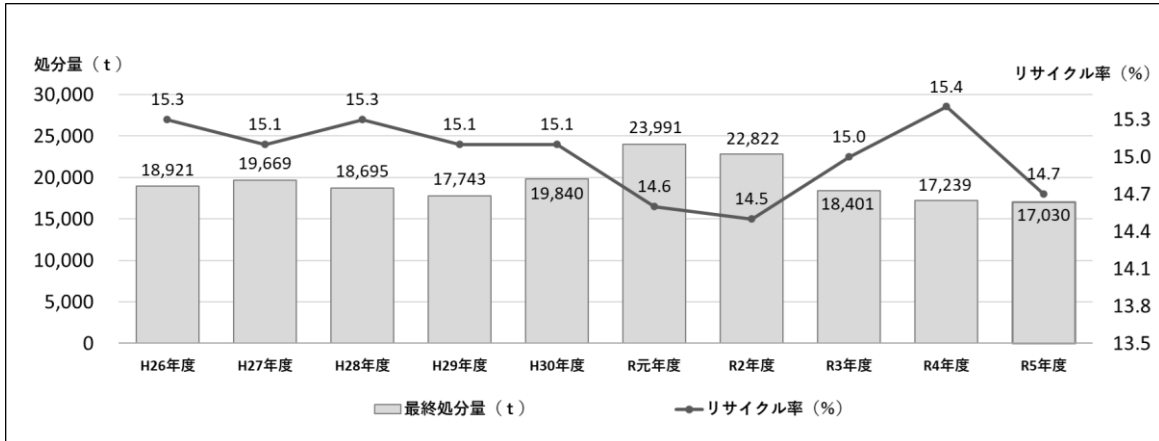


図2-5 リサイクル率・最終処分量の推移



① 3Rの推進

ア ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみを出さないライフスタイルを推進するため、環境部ニュースの発行や出前講座の実施等により、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深めるとともに、「ダンボールコンポスト・メイト事業」などの実施のほか、2024(令和6)年度から家庭用電動生ごみ処理機の購入費に対する補助をしており、家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化を促進しています。

イ 再使用の推進

リサイクルセンターの再生品利用制度（粗大ごみとして出された家具類や自転車を修理して希望者に販売する制度）については、制度の周知を図り利用を促進しています。2023(令和5)年度は、家具類 80 点、自転車 135 台を修理し、市民に安価で提供しました。

ウ リサイクルの推進

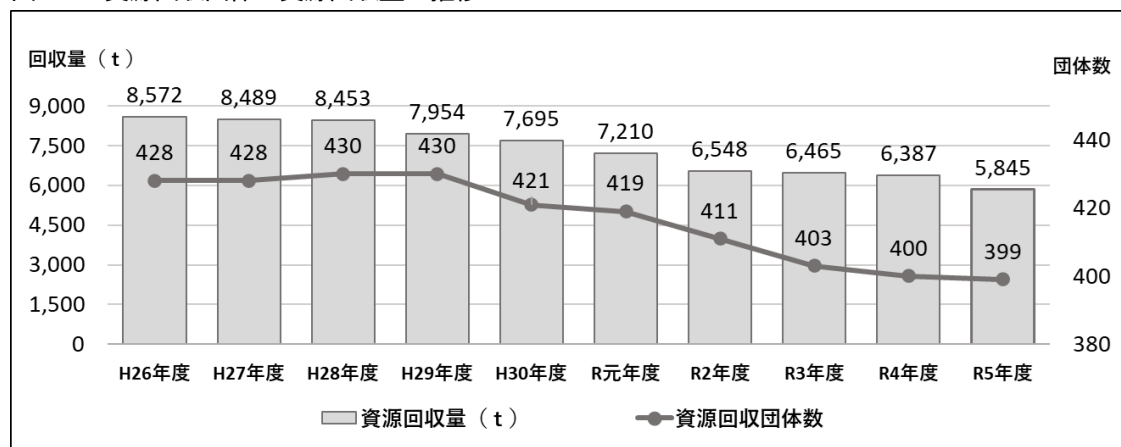
リサイクルについては、集団資源回収のほか、プラスチック容器包装、缶・びん・ペットボトル、小型家電などの再資源化を実施しています。

集団資源回収では、実施団体や資源回収業者に対し、回収実績に応じて奨励金等を支給することにより資源回収の促進を図っています。

集団資源回収量は、新聞・雑誌類の発行部数の減少や民間事業者の独自の取組などにより、減少が続いています（図2-6、図2-7）。

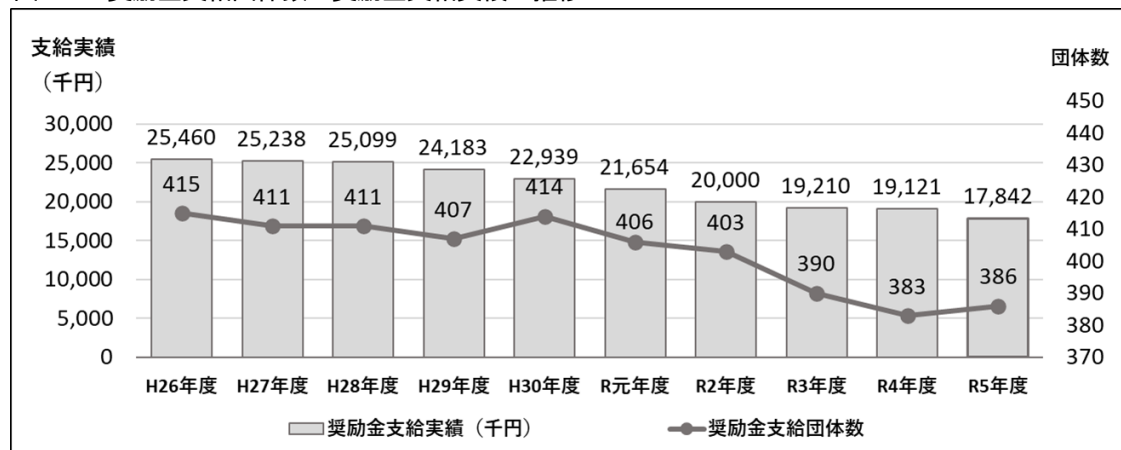
集団資源回収について **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021120800033/>)

図2-6 資源回収団体・資源回収量の推移



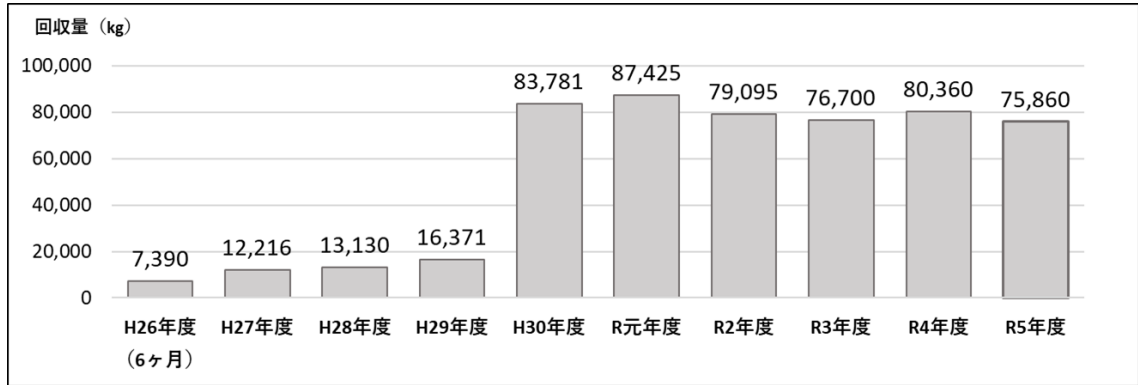
※ 資源回収団体は各年度末現在の登録団体数

図2-7 奨励金支給団体数・奨励金支給実績の推移



再資源化の取組として、小型家電に含まれている有用金属等の有効利用を図るため、市内 21 カ所に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を進めています。また、2018(平成 30)年度から 2023(令和 5)年度までは、ボックス回収に加え、燃やせないごみの中から小型家電を選別・回収するピックアップ回収により使用済み小型家電の回収を実施しました。(図 2-8)。

図 2-8 使用済み小型家電回収量の推移



※ 平成26年10月から回収ボックスの設置による使用済み小型家電回収開始
 ※ 平成30年4月から令和6年3月までピックアップ回収実施

また、水銀を含む蛍光灯等を回収するため、市内 54 カ所で蛍光灯等の拠点回収に取り組むほか、日乃出清掃工場から排出される焼却灰のセメント資源化を進めています。2023(令和 5)年度は、一般廃棄物の焼却灰のうち 727.74 t をセメントの原料として資源化しました。

なお、2020(令和 2)年度から休止中であった古着回収については、資源物としての受入先を確保できたため、2023(令和 5)年度から環境関連のイベント回収や市内の拠点回収を再開し、2023(令和 5)年度は 5,090kg を回収しました。

古着のリユース・リサイクル (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015031200020/>)

エ 食品ロス対策

食品ロスの問題への対応として、2022(令和 4)年度に市内における食品ロスの実態を調査するため、家庭から排出される燃やせるごみの中に含まれる食品ロスの調査を実施し、食品廃棄物が全体の約40%となり、そのうち食品ロスの割合が約24%となっています(図2-9, 図2-10)。

図 2-9 燃やせるごみ組成分析調査

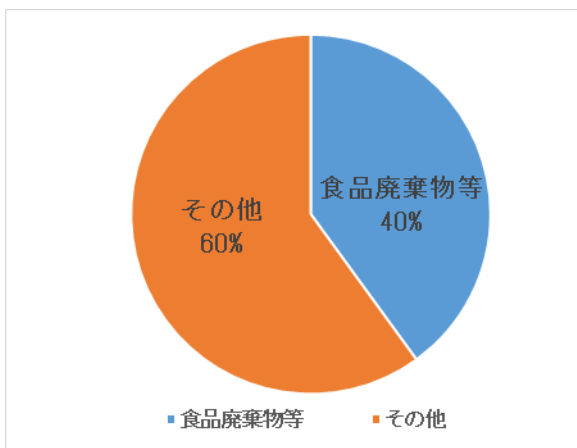
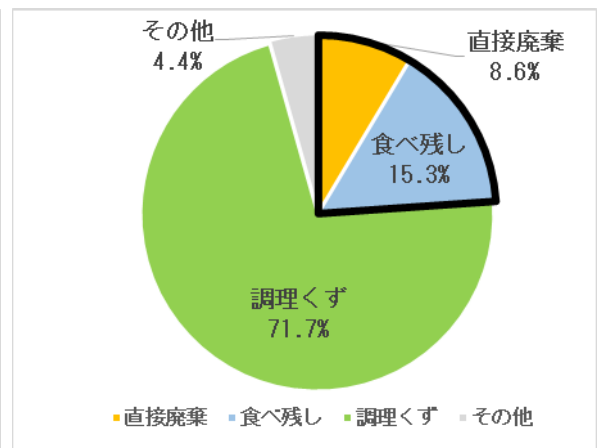


図 2-10 食品廃棄物の内訳



この調査結果を踏まえ、2022(令和4)年度の燃やせるごみの排出量から、函館市の食品ロス発生量を算出すると、年間約4,202 t、1人1日当たり約47 g、年間1人当たり約17 kgと推計されます。

食品ロス削減の取組としては、2021(令和3)年度から、函館市内協力店舗において、「てまえどり運動」を実施するとともに、2023(令和5)年度から、食べ残した料理を持ち帰ることができる飲食店等を「食品ロスゼロ推進店」として推奨しています。

また、家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている福祉団体、子ども食堂などに寄付する活動「フードドライブ」について、市内において常設でフードドライブ活動が行われているほか、市としてもイベント実施時にフードドライブを実施し、食品ロスを削減するとともに、食品を必要としている方への支援にもつながっています。

実際に捨てられていた直接廃棄の食品



食品ロスを減らしましょう

検索

[\(https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019031300032/\)](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019031300032/)

食品ロスゼロ推進店ステッカー



イベントでのフードドライブコーナー



このほか、宴会等の食べ残しを減らすため、市民や事業者に対して、開始後30分間、終了前10分間離席せず食事を楽しみ食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10運動」の推進や、「食品ロス削減普及啓発ポップ」を設置するなど、食品ロス削減の普及啓発を図っています。

オ グリーン購入の推進

環境への負荷が少ないエコマーク商品などのグリーン購入を環境パネル展やラジオ等で推進しているほか、市が物品等を購入する際は「函館市環境物品等調達方針」に基づき、グリーン購入に取り組んでいます。

グリーン購入に取り組みましょう

検索

[\(https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021300290/\)](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021300290/)

(2) 廃棄物の適正処理

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

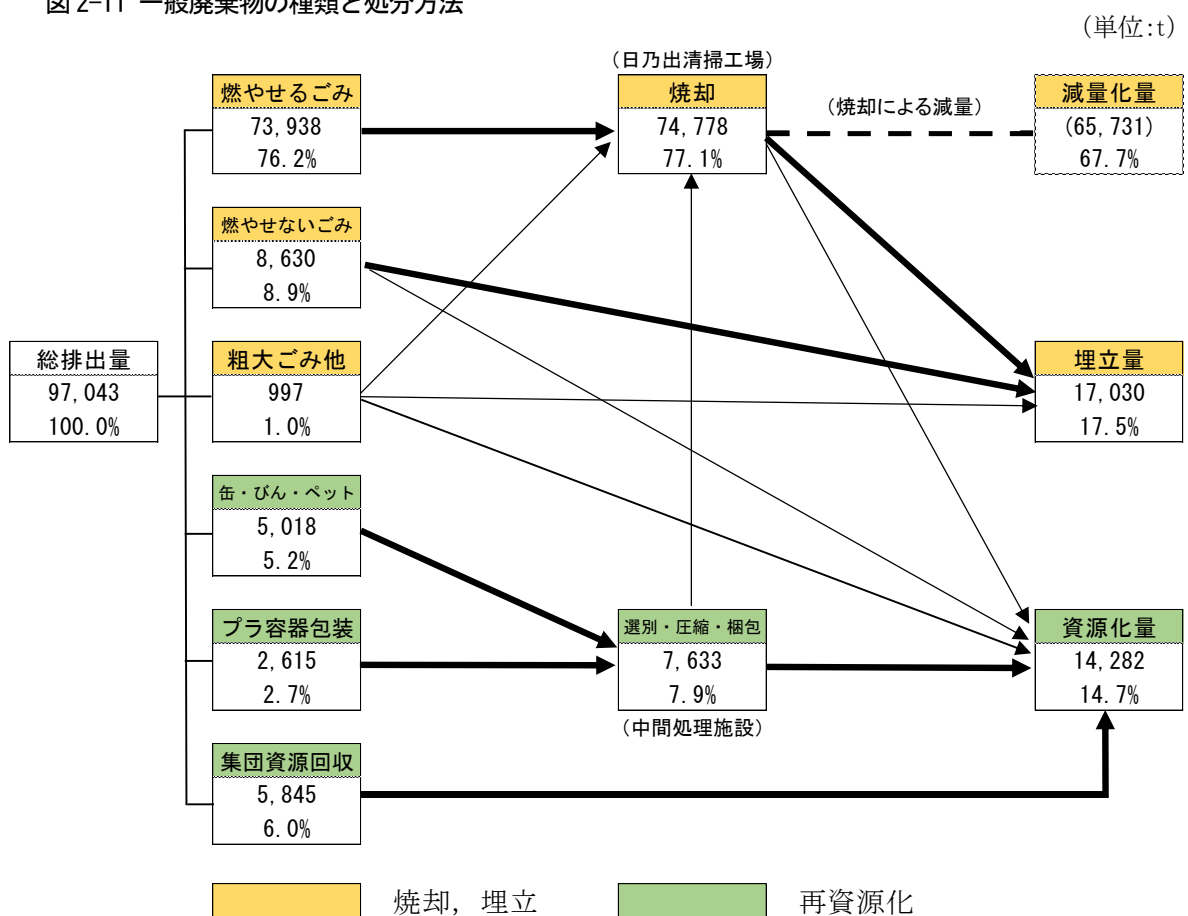
① 廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進

(ア) 一般廃棄物の状況

排出量の推移については、P8図2-4のとおりとなっています。また、2023(令和5)年度の一般廃棄物の種類と処分方法は、図2-11のとおりです。

図2-11 一般廃棄物の種類と処分方法



※「粗大ごみ他」は、粗大ごみ、雑ごみ、し尿しき・下水道しきの計

※「中間処理施設」は、リサイクルセンターおよび函館プラスチック処理センター

また、家庭ごみ等の一般廃棄物の適正排出については、ごみ分別アプリの配信やごみの分別・リサイクル出前講座の開催や巡回指導などにより、ごみ分別意識の向上を図っています。

(イ) 産業廃棄物の状況

2022(令和4)年度の産業廃棄物の処理の流れは、図2-12のとおりであり、排出量の約7割が再生利用されています。この中で記された再生利用量は、中間処理された後に発生する処理残さのうち、再生利用された量を示しています。最終処分量は、直接最終処分された量と中間処理後の残さのうち、最終処分された量を合わせて示しています。また、市外処理量は、市内で処理できない産業廃棄物などが市外の処理施設へ運搬された量を示しています。過去10年間の産業廃棄物処理量の推移は図2-13のとおりです。

図2-12 産業廃棄物の処理の流れ

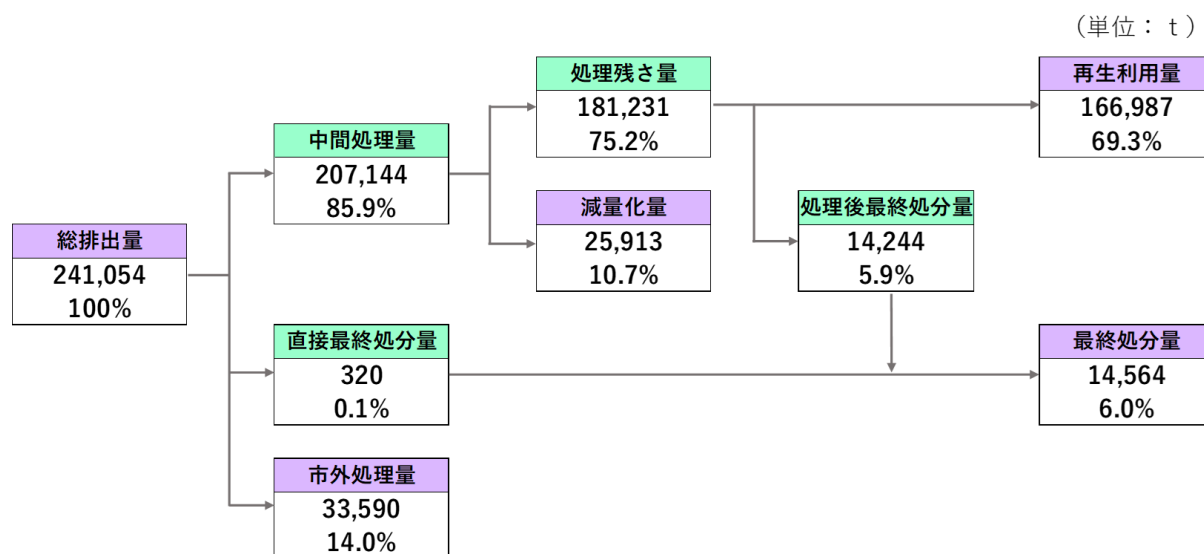
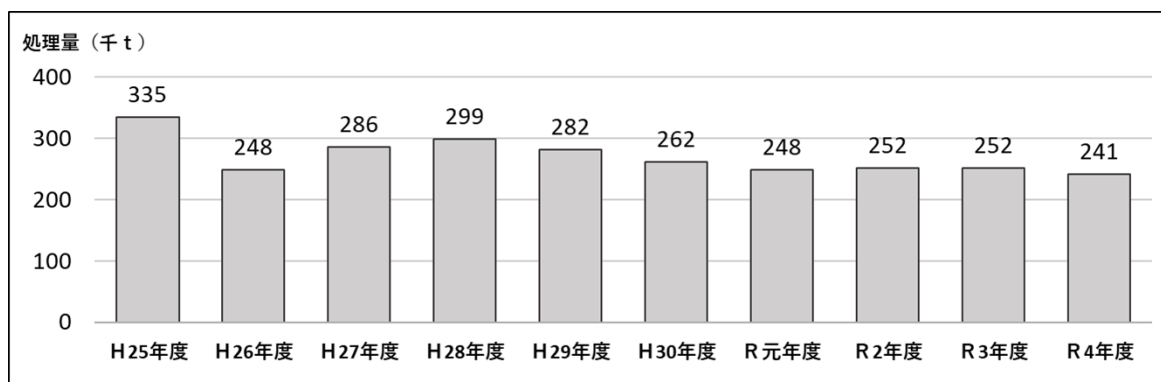


図2-13 産業廃棄物処理量の推移

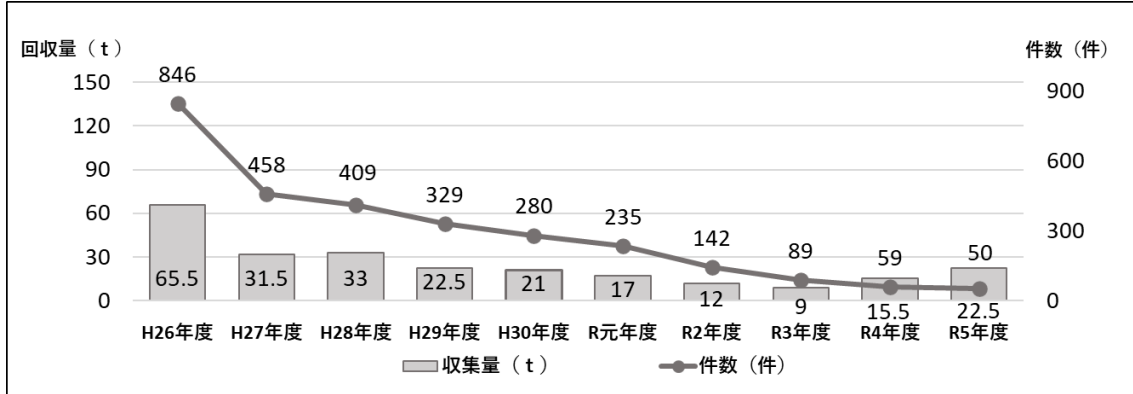


また、排出事業者や廃棄物処理業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物の保管方法、処理委託の内容や処理の状況を確認しましたが、2023(令和5)年度は生活環境に支障が生じるような重大な違反はありませんでした。

イ 不法投棄対策

不法投棄防止のため、監視専門員4名を配置し、山間部の道路沿いを中心に市内全域のパトロールを実施しているほか、監視カメラによる監視も行っています。2023(令和5)年度は、50件(一般廃棄物50件、産業廃棄物0件)の不法投棄に対して原因者の究明や管理者に対する指導など適切な対応をしています(図2-14)。

図2-14 不法投棄件数・収集量の推移



ウ 海岸漂着物への対応

海岸や漁港などの各管理者などと連携を図り、回収された海岸漂着物を廃棄物処理施設に受け入れて処分するなどの確に対応しています。

また、2023(令和5)年12月に、戸井地区浜町の海岸に漂着した大量のイワシについては、海岸管理者である北海道と連携のうえ回収し、焼却処分や埋立処分をしました。

② 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築

ア 廃棄物処理施設の整備

本市唯一のごみ焼却施設である日乃出清掃工場については、1975(昭和50)年に供用を開始し、老朽化が進行していることから、既設建屋を利用し、施設稼働と並行して焼却炉を更新することとしており、2028(令和10)年度中の竣工に向け、新たな焼却施設の整備を進めています。2022(令和4)年度には施設整備に関する実施設計を行い、2023(令和5)年度から本体工事を実施しています。なお、2024(令和6)年度以降、日乃出清掃工場の焼却炉更新工事により一時的に燃やせるごみの焼却処理ができない期間が生じ、2024(令和6)年度は10月5日から17日までの13日間、全ての焼却炉を停止したことから、市民・事業者へごみ減量の協力を依頼するとともに、他の自治体へ処理を依頼するなど、様々な対策を講じ適切に処理しました。

日乃出清掃工場



イ 各処理施設の長期使用の確保

リサイクルセンターについては、各機器等の定期的・計画的な補修や整備、更新を実施するとともに、最終処分場については、適切な施設の維持管理を行い、ごみの減量化や資源化の推進により、施設の延命化を図っています。

リサイクルセンター



七五郎沢廃棄物最終処分場



(3) プラスチックごみ対策

① プラスチックごみ削減の推進

ア プラスチックの使用削減

海洋プラスチックごみ問題や、プラスチックごみの削減に係る対策などを記載したパンフレットを配布するとともに、関係団体等と連携し、レジ袋の削減やペットボトルなどのポイ捨て防止の呼びかけを実施し、プラスチック資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発を図っています。

また、市においても、使い捨てのプラスチック製品の利用を控えるとともに、会議等においてペットボトル飲料の提供を控えるなど率先して職員一人ひとりがプラスチックごみの削減に努めています。

イ 分別・リサイクルの徹底

ごみ分別アプリの配信によりごみ分別意識の向上を図るほか、ごみの分別・リサイクル出前講座やパンフレットの配布により、プラスチック資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発を図っているほか、2023(令和5)年12月から(株)パイロットコーポレーションと連携し、プラスチック製筆記具等の回収ボックスを市内公共施設に設置し、回収を行っています。

使用済みプラスチック製
筆記具等回収ボックス



また、家庭から排出されるプラスチック容器包装の排出状況などを把握するためプラスチック容器包装組成分析調査を実施しています。2023(令和5)年度は、適正に分別されたものは91.29%で、前年度より4.76ポイント改善しています(図2-15)。

ごみの分別や収集日などを簡単にチェック

函館市ごみ分別アプリ さんあ〜る[®]

をご利用ください。

お問合せ 函館市 環境部 清掃事業課
TEL:51-0796

主な機能

ごみ収集日カレンダー



プッシュ機能で
収集日をお知らせ!

家庭ごみ分別辞典



ごみの分別を
検索できます!

他にも…
家庭ごみの分け方・出し方などを確認することができます!
詳しくは函館市公式ホームページの「さんあ〜る」の記事をご覧ください。

ダウンロード

アプリケーションストアで
さんあ〜る
と検索してください。

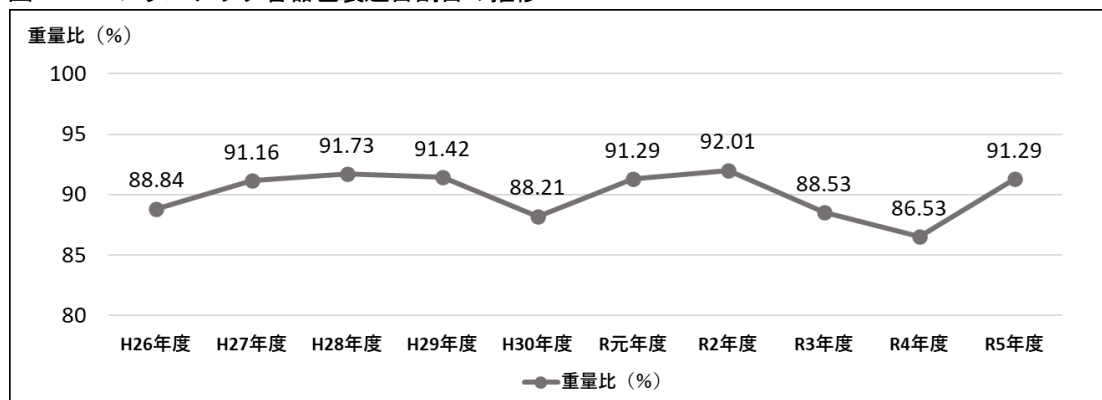


ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

検索

(<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042100047/>)

図2-15 プラスチック容器包装適合割合の推移



※ 適合割合は重量比

ウ 再生材・バイオプラスチックの利用促進

パンフレットの配布による啓発や市が物品等を購入する際に再生材やバイオプラスチックを含む製品をグリーン購入の対象品目として利用を促進しています。

② 海洋プラスチックごみ対策

ア ポイ捨て・不法投棄対策の強化

市内海岸11カ所に海洋ごみ防止啓発看板を設置し、プラスチックごみなどの海など自然界への流出を防止し、適正処理の意識啓発を促進するほか、路面電車や路線バスへのプラスチックごみ対策の広告掲載により意識啓発を図っています。

また、大森浜に打ち上げられた漂着物を採集・観察し、その採集物を活用してアート作品を作るとともに、地球環境や海洋プラスチック問題などを考える場を提供することによって、モラルやマナーの向上に努めています。

回収した漂着物の分別



漂着物を使ったアート工作



イ 清掃活動の推進

河川や海岸の清掃活動を行う環境美化団体への活動支援により、プラスチックごみの海への流出の抑制に努めています。

ウ 海で分解される素材の利用促進

紙や生分解性プラスチックなどの海で分解される素材の情報収集に努めています。